



2020年5月13日

各 位

会 社 名 パラマウントベッドホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 友彦
(コード番号 : 7817 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 八田 俊之
(TEL 03-3648-1100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の第38回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の当社グループの事業展開に対応するため、子会社の定款の目的事項を当社定款第2条の事業目的に追加するものであります。
- (2) 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、定款変更案のとおり第32条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2020年6月26日(金)
定款変更の効力発生日	2020年6月26日(金)

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 (条文省略) (1)～(2) (条文省略) (3) <u>家具及び建材の製造及び販売</u> (4)～(32) (条文省略) (自己の株式の取得)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) (1)～(2) (現行どおり) (3) <u>家具、建材及び住宅設備の製造及び販売</u> (4)～(32) (現行どおり)</p>
<p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条～第32条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第7条～第31条 (現行どおり) (<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第33条 (条文省略) (新設) 2. 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>第32条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第33条 (条文省略) (新設) 2. 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第33条 (現行どおり) 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3. 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当) 第34条 <u>当社は、取締役会の決議をもって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 (条文省略)</p>	<p>第34条 (現行どおり)</p>

以 上